

IV 消費者教育の推進及び消費者への情報提供の実施

(1) 消費者教育の推進

項目名	① 「消費者教育の推進に関する基本的な方針(基本方針)」等に基づく消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進及び地域における消費者教育推進のための体制の整備	担当省庁	消費者庁、文部科学省、関係府省庁等
-----	--	------	-------------------

施策概要	<p>(1) 消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進</p> <p>○ 消費者庁、文部科学省、関係府省庁等の取組</p> <p>消費者教育の推進に関する法律及び消費者教育の推進に関する基本的な方針に基づき、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及び啓発活動を推進する。</p> <p>消費者教育の実施に当たっては、消費者教育推進会議での議論を踏まえ、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行い、学校、地域、家庭、職域その他様々な場における取組を推進するとともに、社会のデジタル化に対応した消費者教育の取組を推進する。その状況を踏まえ、必要に応じて消費者教育の推進に関する基本的な方針の変更を検討・実施する。</p> <p>(令和2～3年度実績)</p> <p>消費者市民社会の普及啓発のため、新型コロナウイルス感染症拡大時の状況等も踏まえ、消費者が意見を伝える際のポイント等を記載した有識者コラム等を掲載するとともに、SNSによる情報発信を実施した。</p> <p>また、消費者教育推進会議の下に設置した「全世代における体系的な消費者教育に向けた連携に関する分科会」では、都道府県、指定都市及び中核市における計画・協議会の内容等に係る調査や、地方公共団体等の消費者教育の取組に関するヒアリングを行うなどし、取りまとめを行う（令和2年10月）とともに、地方公共団体が様々な主体と連携し、地域の消費者教育の充実に取り組むに当たってのヒントとなるよう、ヒアリング事例集も作成し、周知した。</p> <p>さらに、消費者教育の推進に関する基本的な方針別紙に掲げた「当面の重点事項」の一つである、「高度情報通信ネットワーク社会の発展に対応した消費者教育の推進」に関して、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うデジタル化の加速化も踏まえ、消費者教育推進会議の下に「社会のデジタル化に対応した消費者教育に関する分科会」を設置し、社会のデジタル化を踏まえ、消費者が身に付けることが望ましい内容等について検討し、取りまとめを行った（令和3年5月）。</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <p>消費者教育の取組に必要な教材、実践事例等について積極的に情報を収集するとともに、消費者が自らの考え方を適切に表明すべきこと、大規模災害の発生時・感</p>
------	--

感染症の拡大時等の非常事態においても消費者が合理的に行動できることを含め、消費者市民社会の概念・実践などに関する情報を取りまとめ、消費者教育ポータルサイト等において総合的な情報提供・発信・啓発等を行う。

環境教育、食育、法教育、金融経済教育、情報教育等の関連する他の分野の教育との連携を図る。

(令和2～3年度実績)

消費者市民社会普及啓発のため、新型コロナウイルス感染症拡大時の状況も踏まえ、消費者庁ウェブサイトにおいて、消費者が意見を伝える際のポイント等を記載した有識者コラム等を掲載するとともに、SNSによる情報発信を実施した。

また、関連する幅広い分野の教育との連携を図り、消費者への情報発信を強化する観点から、生活者・消費者教育に関する関係府省庁連携推進会議の開催を申し合わせた(令和2年11月)。

消費者教育ポータルサイトのアクセス数は845,095件(令和3年度)であり、教材等掲載件数は1,637件(令和3年度)であった。また、消費者教育の担い手等に対する教材等の情報提供を一層強化するため、消費者教育ポータルサイトを令和3年度に改修した。

(2) 地域における消費者教育推進のための体制の整備

○消費者庁、文部科学省、関係府省庁等の取組

国、地方公共団体、消費者団体、事業者・事業者団体や、地域における多様な主体との連携・協働を支援するなど、消費者教育の推進のための体制の整備を図る。

地域における先駆的な取組を促進し、その成果を全国へ展開する。

(令和2～3年度実績)

消費者教育推進会議の下に設置した「全世代における体系的な消費者教育に向けた連携に関する分科会」において、都道府県、指定都市及び中核市における計画・協議会の内容等に係る調査や、地方公共団体等の消費者教育の取組に関するヒアリングを行うなどし、取りまとめを行った(令和2年10月)。地方公共団体が様々な主体と連携し、地域の消費者教育の充実に取り組むに当たってのヒントとなるよう、ヒアリング事例集も作成し、周知した。

○消費者庁の取組

地方公共団体における消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置を促進し、消費者教育推進計画の内容の充実及び消費者教育推進協議会の取組の充実について、支援・促進する。

消費者庁及び文部科学省が密接に連携し、消費者教育を推進するために、地方公共団体において教育委員会等と消費者行政部局との連携を図るなどして、消費者教育推進のための人材育成等を含めた整備を促進する。

地方公共団体による消費者教育コーディネーターの育成・配置に向けた取組を支援するとともに、消費者教育の担い手やコーディネーターに対しては、国、地方公共団体及び国民生活センター等において、必要な研修の実施、情報提供等を行う。

(令和2～3年度実績)

①令和2年度、国民生活センターにおいて、消費者教育推進のための研修を以下のとおり実施した。

- ✓「消費者教育に携わる講師養成講座」2回
- ✓「徳島オリジナル講座」2回
- ✓「教員を対象にした消費者教育講座（教員免許更新講習）（大学への協力）」2回
- ✓「教員を対象にした消費者教育講座（地域コース）（共催）」2回
- ✓「消費者教育推進研修支援コース 教員（講師派遣事業）」2回
- ✓「消費者教育コーディネーター講座（地域コース）」1回
- ✓「消費者教育推進研修支援コース 消費者教育コーディネーター（講師派遣事業）」1回

なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響により以下の研修を中止した。

- ✓「消費者教育に携わる講師養成講座」3回
- ✓「消費者教育学生セミナー」1回
- ✓「教員を対象にした消費者教育講座（教員免許更新講習）（大学への協力）」4回
- ✓「消費者教育コーディネーター講座（地域コース）」1回
- ✓「消費者教育推進研修支援コース 消費者教育コーディネーター（講師派遣事業）」1回

②令和3年度、国民生活センターにおいて、消費者教育推進のための研修を以下のとおり実施した。

- ✓「消費者教育に携わる講師養成講座」6回
- ✓「徳島オリジナル講座」2回
- ✓「消費者教育学生セミナー」1回
- ✓「教員を対象にした消費者教育講座（教員免許更新講習）（大学への協力）」4回
- ✓「教員を対象にした消費者教育講座（地域コース）（共催）」2回
- ✓「消費者教育推進研修支援コース 教員（講師派遣事業）」3回
- ✓「消費者教育コーディネーター講座（地域コース）」1回
- ✓「消費者教育推進研修支援コース 消費者教育コーディネーター（講師派遣事業）」1回

なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響により以下の研修を中止した。

- ✓「教員を対象にした消費者教育講座（教員免許更新講習）（大学への協力）」2回
- ✓「消費者教育コーディネーター講座（地域コース）」1回

・消費者教育推進地域協議会は47都道府県・19指定都市・10中核市で設置され、消費者教育推進計画は47都道府県・18指定都市・13中核市で策定された。消費者教育コーディネーターは40都道府県・17指定都市・99市町村等で配置された。（令和3年度）

	<p>また、都道府県・指定都市等が実施する消費者教育関連事業（講座等）の実施割合は42.2%であった。（令和3年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育推進会議の下に設置した「全世代における体系的な消費者教育に向けた連携に関する分科会」において、都道府県、指定都市及び中核市における計画・協議会の内容等に係る調査や、地方公共団体等の消費者教育の取組に関するヒアリングを行うなどし、取りまとめを行った（令和2年10月）。地方公共団体が様々な主体と連携し、地域の消費者教育の充実に取り組むに当たってのヒントとなるよう、ヒアリング事例集も作成し、周知した。 ・消費者教育コーディネーターの育成・配置、情報提供のため消費者教育コーディネーター会議を開催し、事例の共有を図った。またコーディネーター会議で発表された事例を基に、事例集を作成した。
<p>KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①消費者市民社会の認知度 ②ア) 消費者教育推進計画の策定状況 <ul style="list-style-type: none"> イ) 消費者教育地域協議会の設置状況 ③地域における消費者教育推進の実態把握 ④基本方針の検討・変更の状況（消費者教育推進会議の開催数） ⑤ア) 消費者教育ポータルサイトのアクセス数 <ul style="list-style-type: none"> イ) 消費者教育ポータルサイトの教材等掲載数 ⑥消費者教育推進のための研修の実施状況 ⑦消費者教育コーディネーターの配置 <p>（目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①消費者市民社会の認知度の向上を目指す。 ②指定都市及び中核市で消費者教育推進計画の策定と消費者教育地域協議会の設置割合50%以上を目指す。 ③都道府県・指定都市等が実施する消費者教育関連事業（講座等）の実施割合増を目指す。 ④消費者教育推進会議において基本方針の検討・議論を行う。 ⑤消費者教育ポータルサイトのアクセス数の増加、教材等掲載数の拡充を行う。 ⑥国民生活センターで消費者教育推進のための研修を適切に実施する。 ⑦全ての都道府県、指定都市に配置し、その他の市町村等での配置増を目指す。 <p>（定義）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①消費生活に関する意識調査で、消費者市民社会の認知度を調査 ②地方消費者行政現況調査において、消費者教育推進計画の策定、消費者教育地域協議の設置について有りと回答した地方公共団体の割合 ③地方消費者行政現況調査において、消費者教育関連事業を実施していると回答した地方公共団体の割合 ④消費者教育推進会議における議論の回数 ⑤消費者教育ポータルサイトのアクセス数 ⑥国民生活センターでの消費者教育推進のための研修の実施状況

⑦地方消費者行政現況調査において、消費者教育コーディネーターが有りと回答した地方公共団体の数

(進捗)

- ①令和元年度:27.0%(平成29年度:33.2%)
- ②ア)令和2年度(4月1日時点):38.8%(18指定都市、13中核市)
令和3年度(4月1日時点):37.8%(18指定都市、13中核市)
- イ)令和2年度(4月1日時点):35.0%(18指定都市、10中核市)
令和3年度(4月1日時点):35.4%(19指定都市、10中核市)
- ③令和2年度(4月1日時点):55.3%、令和3年度(4月1日時点):42.2%
- ④令和2年度:9回、令和3年度:3回
- ⑤ア)令和2年度:1,232,306件、令和3年度:845,095件
イ)令和2年度:1,565件、令和3年度:1,637件
- ⑥令和3年度(3月末時点):20回*(参加者数:392人)
*新型コロナウイルス感染拡大の影響により3回中止
(令和2年度:12回(参加者数:261人))
- ⑦令和2年度(4月1日時点):33都道府県、15指定都市、90市町村等
令和3年度(4月1日時点):40都道府県、17指定都市、99市町村等

【今後の取組予定】

○ 消費者庁の取組

年度	取組内容
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育推進会議の開催 ・消費者教育の推進に関する基本方針の変更 ・消費者教育ポータルサイトでの情報提供・発信 ・消費者教育コーディネーターの育成・配置に向けた取組支援
令和5年度	消費者教育推進会議、分科会の開催等
令和6年度	
令和7年度 以降	

○ 文部科学省の取組

年度	取組内容
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育推進体制のモデル構築や消費者教育アドバイザー派遣による支援 ・消費者教育連携協働・推進全国協議会における取組事例の情報共有等の普及啓発
令和5年度	
令和6年度	
令和7年度 以降	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育推進体制のモデル構築や消費者教育アドバイザー派遣による支援 ・消費者教育連携協働・推進全国協議会における取組事例の情報共有等の普及啓発

項目名	② 学校における消費者教育の推進	担当省庁	消費者庁、文部科学省、関係府省庁等
-----	------------------	------	-------------------

施策概要	<p>(1) 小・中・高等学校等における消費者教育の推進</p> <p>○ 文部科学省の取組</p> <p>小・中・高等学校等において、学習指導要領に基づき、社会において主体的に生きる消費者を育む教育を推進するため、その周知・徹底を図る。また、中央教育審議会の答申を踏まえ小中学校学習指導要領については平成28年度に改訂し、高等学校学習指導要領については平成29年度に改訂した（小学校は令和2年度、中学校は令和3年度から全面実施、高等学校は令和4年度入学生から年次進行で実施）。</p> <p>(令和2～3年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国の指導主事等を対象とする協議会において周知した。 ・各都道府県等を通じ各中学校、高等学校等に対し、令和4年度からの18歳成年を見据え高等学校段階までに社会において消費者として主体的に判断し責任を持って行動できる能力を育むため作成された消費者教育教材についての周知等を行った。 <p>(2) 大学・専門学校等における消費者教育の推進</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <p>「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」（平成30年2月20日若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定（令和3年3月22日改定））に基づき、平成30年度から令和2年度までの3年間を集中強化期間として、大学等における消費者教育の推進のため、大学等と地元の消費生活センターとの連携を支援する取組を実施した。</p> <p>また、集中強化期間終了後の令和3年度については、成年年齢引下げ前の最終年度に当たることから、「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーンに基づき、関係4省庁が更に連携し、地方公共団体・大学等、関係団体、メディア等も巻き込んだ重層的取組を行った。</p> <p>成年年齢引下げ後については、「成年年齢引下げ後の若年者への消費者教育推進方針－消費者教育の実践・定着プラン－」（令和4年3月31日若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定）に基づき、若年者に対する調査を含め、必要な施策を実施する。</p> <p>(令和2～3年度実績)</p> <p>関連する他分野の教育と消費生活センターが連携した大学での取組事例を都道府県に周知するとともに、連携した取組を促した。また消費者教育コーディネーター会議において、大学等と消費生活センターが連携した事例の共有を図った。またコーディネーター会議で発表された事例を基に、事例集を作成した。</p> <p>○ 文部科学省の取組</p> <p>大学生等に対する消費者教育の推進を図るため、全国の大学等に対して実施した「消費者教育に関する取組状況調査」及び専門学校に対して平成30年に実施した「専修学</p>
------	---

校における消費者教育取組状況調査」について、現状の課題等の分析や特色ある取組事例等の情報提供及び啓発を行う。

平成30年7月に改訂した「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」の内容等について、関係者へ周知・啓発を行う。

(令和2～3年度実績)

- ・消費者教育連携・協働推進全国協議会等において、情報提供及び周知・啓発を行った。
- ・各都道府県等を通じ各大学・専修学校等に対し、令和4年度からの18歳成年を見据え高等学校段階までに社会において消費者として主体的に判断し責任を持って行動できる能力を育むため作成された消費者教育教材や新入学生等への成年年齢引下げ及び消費者被害防止に向けた注意喚起についての周知等を行った。

(3) 消費者教育の人材（担い手となる教職員）の育成・活用

○ 消費者庁、文部科学省の取組

小・中・高等学校等における教職員の指導力の向上を図るため、現職教員研修や教員養成課程において消費者教育に関する内容が充実するよう、各実施主体による取組についての実態把握を行うとともに、必要な情報提供等を行う。また、実践的な学習プログラムの開発に係る調査研究を実施し、共有を図る。大学等においては消費者庁からの依頼等に基づき、消費者問題に関する啓発及び情報提供を行う。

教員の指導力向上のための方策について、「若年者の消費者教育分科会」取りまとめ（平成30年6月）と同年7月の消費者教育推進会議における意見聴取を踏まえ、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」（令和3年3月22日改訂）に盛り込んだ、教員養成課程や教員研修等における消費者教育に関する取組を推進する。

(令和2～3年度実績)

- ・小・中・高等学校等における教職員の指導力の向上を図るため、現職教員研修や教員養成課程において消費者教育に関する内容が充実するよう、必要な情報提供等を行った。
- ・教師の指導力向上のための方策について、「若年者の消費者教育分科会」取りまとめ（平成30年6月）と同年7月の消費者教育推進会議における意見聴取を踏まえ、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」（令和3年3月22日改定）に盛り込んだ、教員養成課程や教員研修等における消費者教育に関する取組を促した。
- ・教員の指導力向上の支援のため、「社会への扉」（消費者庁作成）に関する教員向けオンライン授業動画を作成した。また、消費者教育推進会議の下に設置した「全世代における体系的な消費者教育に向けた連携に関する分科会」の取りまとめのヒアリング事例集において、大学と都道府県が連携し教員免許状更新講習において消費者教育を扱った事例を盛り込み、周知した。
- ・独立行政法人国民生活センターにおいて、教員の指導力向上の観点から、教員を対象とした研修を令和2年度に6回、令和3年度に9回実施した。

(4) 関係府省庁等の連携による消費者教育の推進

○ 関係府省庁等の取組

学習指導要領の内容を反映した副読本や教材などの作成、担当府省庁等、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業及び教員の指導力向上を目指したセミナーの開催等について、文部科学省や教育委員会と連携を図るとともに、外部の専門家などの協力も得ながら、学校における消費者教育の推進を行う。

成年年齢引下げに向けて、成年を境に消費者被害が増加する状況を踏まえ、若年層への実践的な消費者教育の実施を推進するため、「若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議」において決定した「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」に基づき、平成30年度から令和2年度までの3年間を集中強化期間として、関係省庁が連携して取組を推進した。

また、集中強化期間終了後の令和3年度については、成年年齢引下げ前の最終年度に当たることから、「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーンに基づき、関係4省庁が更に連携し、地方公共団体・大学等、関係団体、メディア等も巻き込んだ重層的取組を行った。

成年年齢引下げ後については、「成年年齢引下げ後の若年者への消費者教育推進方針－消費者教育の実践・定着プラン－」（令和4年3月31日若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定）に基づき、必要な施策を実施する。

消費者庁が作成した高校生向け消費者教育教材の効果的な活用等を支援し、全国での活用を推進する。また、学校と地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、地域におけるコーディネーターの育成等の取組を支援し、学校での外部講師としての効果的な活用を推進する。

(令和2～3年度実績)

- ・「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」の令和元年度の進捗状況を令和2年7月に公表した。また、高校生への実践的な消費者教育の実施を推進する等の観点から、関係省庁と連携してオンライン授業動画を作成、配信するとともに、都道府県等の消費者行政部局等に周知し活用を促した。令和4年4月からの成年年齢引下げに向け、令和3年度は最後の一年となるため、「若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議(令和3年3月22日)」において「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーンとして取組を強化していくことを決定した。成年年齢引下げ後については、「成年年齢引下げ後の若年者への消費者教育推進方針－消費者教育の実践・定着プラン－」（令和4年3月31日若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定）に基づき、必要な施策を実施していくこととした。
- ・令和2年度の「社会への扉」等の活用実績は86%であった。引き続き全ての都道府県に対して「社会への扉」等を活用した実践的な消費者教育の実施を促す。また、学校における消費者教育の充実に向け、社会のデジタル化に伴うトラブル事例なども踏まえ、アクティブラーニング型の中学生向けの教育プログラム、特別支援学校

(知的障害) 向けの教材の開発を行った。さらに、消費者教育コーディネーターの育成等の取組の支援、学校での外部講師の効果的な活用を推進等する観点から、消費者教育コーディネーター会議を開催し、事例の共有を図った。またコーディネーター会議で発表された事例を基に、事例集を作成した。

- ・令和3年度は、「社会への扉」等の活用実績が比較的低い特別支援学校や私立学校等を対象に、出前講座事業を展開した。

○ 消費者庁の取組

大学学生相談室等における消費者トラブル対応の強化を図るため、国民生活センターでの研修の機会の活用等を推進する。

国民生活センター等での研修の実施や、地方公共団体による消費者教育コーディネーターの育成・配置に向けた取組を支援する。

(令和2～3年度実績)

- ・独立行政法人国民生活センターにおいて、消費者教育コーディネーター講座を令和2年度に2回、令和3年度に2回実施した。
- ・地方消費者行政のための交付金等の活用を通じて、国民生活センター等での研修の実施や、地方公共団体による消費者教育コーディネーターの育成・配置に向けた取組を支援した。
- ・消費者教育コーディネーターの育成等の取組の支援等の観点から、消費者教育コーディネーター会議を開催し、事例の共有を図るとともに、事例集を作成した。

○ 文部科学省の取組

消費生活センター等と連携した学生に対する消費者教育の充実を図るため、大学等関係者が出席する会議等において、消費者教育教材の活用等を推進する。

(令和2～3年度実績)

大学等関係者が出席する会議等において、令和4年度からの18歳成年を見据え高等学校段階までに社会において消費者として主体的に判断し責任を持って行動できる能力を育むため作成された消費者教育教材についての周知等を行った。

<p style="text-align: center;">KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <p>①全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数</p> <p>②大学等における消費者関連（消費者問題に関する啓発・情報提供以外）の取組の割合</p> <p>③教材の配布・活用状況</p> <p>④ア）国民生活センターにおける教員を対象とした消費者教育講座の実施状況 イ）消費者教育コーディネーター向け研修の実施状況</p> <p>⑤教育委員会において、現在、重点的に行っている取組として「学校における消費者教育の充実」を挙げている割合</p> <p>（目標）</p> <p>①全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数について、実施した年度においては毎年67名以上（各都道府県・指定都市から1名以上）の参加を目標とする。</p> <p>②大学等における消費者関連（消費者問題に関する啓発・情報提供以外）の取組の割合増を目指す。</p> <p>③全国の高校等での実践的な消費者教育の実施を目指す。</p> <p>④教員及び消費者教育コーディネーターを対象とした消費者教育講座を適切に実施する。</p> <p>⑤教育委員会において、現在、重点的に行っている取組として「学校における消費者教育の充実」を挙げている割合を60.0%に向上させる。</p> <p>（進捗）</p> <p>①令和2年度：小学校 70人、中学校 71人、高等学校 57人 令和3年度（6～7月時点）：小学校 68人、中学校 72人、高等学校 54人 （各都道府県・指定都市から1名以上。なお、高等学校については、一部の指定都市は所管の学校数が少ないこともあり、都道府県と情報を共有する等の工夫により参加を見送る場合がある。）</p> <p>②令和3年度：66.8%（令和元年度：55%）</p> <p>③令和3年度：確認中（令和2年度：86%）</p> <p>④ア）令和3年度：9回（令和2年度：6回） ※新型コロナウイルス感染拡大の影響により2回中止 イ）令和3年度：2回（令和2年度：2回） ※新型コロナウイルス感染拡大の影響により1回中止</p> <p>⑤令和3年度：42.6%</p> <p>（定義）</p> <p>①全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数については、各年度に実施した「小学校及び中学校各教科等担当指導主事連絡協議会」（小学校家庭部会、中学校技術・家庭部会）及び「高等学校各教科等担当指導主事連絡協議会」（家庭部会）の参加人数としている。</p> <p>②学部段階において、社会や経済の仕組み、消費生活の安定・向上に関する知識の獲得・修得を目的とした授業科目を開設している大学の割合をもって測定</p>
---	---

③実践的な消費者教育の授業をした学校数を全国の高校数で除したもの。実践校は消費者行政部局を通じた調査、全国の高等学校数は学校要覧で集計されている。

※「若年者の消費者教育の推進に関するアクションプログラム」に基づき、平成30年度からの3年間を集中強化期間として実施してきたもの。

④国民生活センターにおける教員及びコーディネーター向け研修の実施状況

⑤教育委員会において、現在、重点的に行っている取組として「学校における消費者教育の充実」と回答した割合

【今後の取組予定】

○ 消費者庁の取組

年度	取組内容
令和4年度	・大学・専修学校等における消費者教育の推進
令和5年度	・中学校等における消費者教育プログラムの周知等
令和6年度	・「成年年齢引下げ後の若年者への消費者教育推進方針－消費者教育の実践・定着プラン－」（令和4年3月31日若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定）に基づき必要な施策を実施
令和7年度以降	・大学・専修学校等における消費者教育の推進 ・中学校等における消費者教育プログラムの検討及び周知等

○ 文部科学省の取組

年度	取組内容
令和4年度	・消費者教育連携・協働推進全国協議会における情報共有等を行う。
令和5年度	・全国の指導主事等を対象とする協議会において引き続き周知する。
令和6年度	・消費生活センター等と連携した学生に対する消費者教育の充実を図るため、大学等関係者が出席する会議等において、消費者教育教材の活用等を推進する。
令和7年度以降	・消費者教育の担い手となる教職員の資質・能力の向上を推進する。 ・全国の指導主事等を対象とする協議会において引き続き周知する。 ・消費者教育の担い手となる教職員の資質・能力の向上を推進する。

項目名	③ 地域における消費者教育の推進	担当省庁	消費者庁、文部科学省、関係府省庁等
-----	------------------	------	-------------------

施策概要	<p>○ 消費者庁、関係府省庁等の取組</p> <p>地方公共団体における消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置を支援・促進する。あわせて、同計画の内容及び同協議会の取組の充実について、支援・促進する。</p> <p>地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、消費生活センターの消費者教育の拠点化やコーディネーターの育成、消費生活サポーターの養成等の取組を支援する。また、デジタル化に誰一人取り残さないための支援として、高齢者層を始めとする消費者に対する技術面、内容面での消費者教育の支援が行き届くよう、地域の担い手の支援等を図り、デジタル化に対応した消費者教育を推進する。【消費者庁、文部科学省、金融庁】</p> <p>国民生活センター等での研修の実施や、地方消費者行政のための交付金等を通じて、地方公共団体による消費者教育コーディネーターの育成・配置に向けた取組を支援する。【消費者庁】</p> <p>担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座等への講師派遣などを行い、地域における消費者教育の推進を行う。【消費者庁、公正取引委員会、金融庁、文部科学省、関係府省庁等】</p> <p>(令和2～3年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公正取引委員会では、消費者に独占禁止法の内容や、公正取引委員会の活動について、より一層の理解を深めてもらうため、以下の講師派遣等を行っている。 <p>なお、独占禁止法教室及び消費者セミナーについては、令和2年度から新型コロナウイルス感染症対策のため、オンライン形式やオンデマンド形式により開催しているものもある（以下の令和2年度から令和3年度の開催実績の中にはこれらの形式のものも含まれている。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓「消費者セミナー」：消費者に独占禁止法の内容や公正取引委員会の活動について、より一層の理解を深めてもらうため、公正取引委員会事務総局の職員を消費者団体等の勉強会に派遣するもの（令和2年度49回、令和3年度53回）。 ✓「独占禁止法教室」：中・高・大学生に経済活動の基本ルールである独占禁止法の役割について学んでもらうため、公正取引委員会事務総局の職員を学校の授業に講師として派遣等するもの（令和2年度134回、令和3年度173回）。 ✓「一日公正取引委員会」：公正取引委員会の本局及び地方事務所等の所在地以外の都市において、「消費者セミナー」及び「独占禁止法教室」を独占禁止法講演会等と共に1か所で同時に開催するもの（令和2年度2回、令和3年度は不開催）。 <p>また、消費者の暮らしと、独占禁止法の関わりについて説明した資料を、「消費者セミナー」や「独占禁止法教室」の出席者に配布した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方消費者行政のための交付金等を通じて、地方公共団体による消費者教育コーデ
------	--

イナーターの育成・配置に向けた取組を支援した。

・消費者教育推進地域協議会は47都道府県・19指定都市・10中核市で設置され、消費者教育推進計画は47都道府県・18指定都市・13中核市で策定された。消費者教育コーディネーターは40都道府県・17指定都市・99市町村等で配置された。また都道府県・指定都市等が実施する消費者教育関連事業（講座等）の実施割合は42.2%であった。

消費者教育推進会議の下に設置した「全世代における体系的な消費者教育に向けた連携に関する分科会」では、都道府県、指定都市及び中核市における計画・協議会の内容等に係る調査や、地方公共団体等の消費者教育の取組に関するヒアリングを行うなどし、取りまとめを行う（令和2年10月）とともに、地方公共団体が様々な主体と連携し、地域の消費者教育の充実に取り組むに当たってのヒントとなるよう、ヒアリング事例集も作成し、周知した。さらに、消費者教育推進会議の下に「社会のデジタル化に対応した消費者教育に関する分科会」を設置し、社会のデジタル化を踏まえ、消費者が身に付けることが望ましい内容等について検討し、取りまとめを公表した（令和3年5月）。

消費者教育コーディネーターの育成・配置、情報提供のため消費者教育コーディネーター会議を開催（令和3年1月）し、事例の共有を図った。またコーディネーター会議で発表された事例を基に、事例集を作成した。

○ 文部科学省の取組

「消費者教育の指導者用啓発資料」の活用を図るとともに、全国の教育委員会に対して実施した「消費者教育に関する取組状況調査」について現状の課題等の分析結果や特色ある取組等について情報提供を行い、社会教育施設等地域における消費者教育の推進を図る。

平成30年7月に改訂した「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」の内容等について、関係者へ周知・啓発を行う。

（令和2～3年度実績）

消費者教育連携・協働推進全国協議会等において、地域における実践的な消費者教育の取組や、効果的な学習の事例等について情報提供及び周知・啓発を行った。

<p style="text-align: center;">KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <p>①ア) 消費者教育推進計画の策定 イ) 消費者教育推進地域協議会の設置状況</p> <p>②地域における消費者教育推進の実態把握</p> <p>③消費者教育コーディネーター育成状況（配置状況）</p> <p>④消費生活サポーター数（配置状況）</p> <p>⑤教育委員会における社会教育関連の取組の割合</p> <p>(目標)</p> <p>①指定都市及び中核市で消費者教育推進計画の策定と消費者教育地域協議会の設置割合 50%以上を目指す。</p> <p>②都道府県・指定都市等が実施する消費者教育関連事業（講座等）の割合増を目指す。</p> <p>③全ての都道府県、指定都市に配置し、その他の市町村等での配置増を目指す。</p> <p>④都道府県及び市区町村での配置増を目指す。</p> <p>⑤教育委員会における社会教育関連の消費者教育の取組の割合を令和6年度までに40%とすることを旨とする。</p> <p>(進捗)</p> <p>①ア) 令和2年度（4月1日時点）：38.8%（18指定都市、13中核市） 令和3年度（4月1日時点）：37.8%（18指定都市、13中核市） イ) 令和2年度（4月1日時点）：35.0%（18指定都市、10中核市） 令和3年度（4月1日時点）：35.4%（19指定都市、10中核市）</p> <p>②令和2年度（4月1日時点）：55.3%、令和3年度（4月1日時点）：42.2%</p> <p>③令和2年度（4月1日時点）：33 都道府県、15 指定都市、90 市町村等 令和3年度（4月1日時点）：40 都道府県、17 指定都市、99 市町村等</p> <p>④令和2年度：26 都道府県 147 市区町村等 令和3年度：26 都道府県 148 市区町村等</p> <p>⑤令和3年度：32.6%</p> <p>(定義)</p> <p>①地方消費者行政現況調査において、消費者教育推進計画の策定、消費者教育地域協議会の設置について有りと回答した指定都市及び中核市の割合</p> <p>②地方消費者行政現況調査における、地方自治体の消費者教育関連事業の割合</p> <p>③地方消費者行政現況調査において、消費者教育コーディネーターが有りと回答した地方公共団体の数</p> <p>④地方消費者行政現況調査において、消費者教育サポーターが有りと回答した地方公共団体の数</p> <p>⑤教育委員会において実施した社会教育分野での消費者教育関連の取組として、「教育委員会及び関連団体・組織で実施した取組はない」との回答を除いた数値</p>
---	--

【今後の取組予定】

○ 消費者庁、関係府省庁等の取組

年度	取組内容
令和4年度	・消費者教育推進会議において、消費者教育推進計画の策定・消費者教育推進のための体制強化等地方公共団体におけるコーディネート機能強化、消費者教育コーディネーターの配置等の支援を検討
令和5年度	・地方公共団体における消費者教育コーディネート機能強化に向けた取組（コーディネーター及び消費生活サポーターの配置状況に応じた支援） ・消費者教育ポータルサイトにおける地方公共団体の取組事例、団体情報の掲載
令和6年度	・デジタル化に対応した消費者教育の推進のための担い手支援（情報提供等） ・各地の消費者教育講座への講師（職員）の派遣
令和7年度 以降	・各地の消費者教育講座への講師（職員）の派遣 ・地域における消費者教育の推進を支援するための取組を検討

○ 文部科学省の取組

年度	取組内容
令和4年度	・消費者教育連携・協働推進全国協議会における取組事例の情報共有等
令和5年度	
令和6年度	・「消費者教育に関する取組状況調査」の課題分析を踏まえた社会教育施設等における取組の推進
令和7年度 以降	・消費者教育連携・協働推進全国協議会における取組事例の情報共有等 ・「消費者教育に関する取組状況調査」の課題分析を踏まえた社会教育施設等における取組の推進

項目名	④ 多様な主体（家庭、事業者・事業者団体）による消費者教育の推進	担当省庁	消費者庁
-----	----------------------------------	------	------

<p>施策概要</p>	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>消費者教育ポータルサイトやウェブサイト等において、家庭でできる消費者教育教材や地域における親子向けの講座等の積極的な収集・掲載に努める。</p> <p>事業者・事業者団体による取組事例を積極的に収集し、消費者教育ポータルサイトやウェブサイト等に掲載する。事業者・事業者団体による消費者教育に関する取組の支援について検討する。</p> <p>多様な主体による消費者教育の推進のため、消費者教育コーディネーターの育成・配置に向けた取組を支援する。</p> <p>（令和2～3年度実績）</p> <p>令和3年度（令和4年3月末時点）において、ポータルサイトのアクセス数は、845,095件、家庭で活用できる自主学习用教材の活用件数は88件（令和4年3月末時点）、事業者によるポータルサイトの掲載数は、235件（令和4年3月末時点）であった。また、消費者教育の担い手等に対する教材等の情報提供を一層強化するため、消費者教育ポータルサイトを令和3年度に改修した。</p> <p>関連する幅広い分野の教育との連携を図り、消費者への情報発信を強化する観点から、「生活者・消費者教育に関する連携推進会議」の開催を申し合わせた（令和2年11月）。</p> <p>消費者教育コーディネーターの育成・配置、情報提供のため「消費者教育コーディネーター会議」を開催し、事例の共有を図った。またコーディネーター会議で発表された事例を基に、事例集を作成した。</p>
-------------	--

KPI・
今後の取組予定

【KPI】

- ①ア) 消費者教育ポータルサイトやウェブサイトに掲載した教材のうち、家庭用教材数
- イ) 消費者教育ポータルサイトやウェブサイトに掲載した講座における事業者・事業者団体による取組事例等数

②消費者教育コーディネーターの育成状況 <再掲>

(目標)

- ①消費者教育ポータルサイトやウェブサイトに掲載した教材の家庭（親子）での活用や、事業者・事業者団体による取組事例の増加を目指す。
- ②全ての都道府県、指定都市に配置し、その他市町村等での配置増を目指す。

(進捗)

- ①ア) 令和2年度（3月末時点）：102件 令和3年度（3月末時点）：88件
- イ) 令和2年度（3月末時点）：174件 令和3年度（3月末時点）：235件
- ②令和2年度（4月1日時点）：33都道府県、15指定都市、90市町村等
- 令和3年度（4月1日時点）：40都道府県、17指定都市、99市町村等

(定義)

- ①消費者教育ポータルサイトやウェブサイトに掲載した教材のうち、家庭用教材数、事業者・事業者団体による取組事例等数
- ②地方消費者行政現況調査において、消費者教育コーディネーターが有りと回答した地方公共団体の数

【今後の取組予定】

○ 消費者庁の取組

年度	取組内容
令和4年度	多様な主体（家庭、事業者・事業者団体）による消費者教育の取組情報の収集・掲載
令和5年度	
令和6年度	
令和7年度以降	多様な主体（家庭、事業者・事業者団体）による消費者教育の取組情報の収集・掲載

項目名	⑤ 法教育の推進 ※SDGs 関連：関連目標 4、16	担当省庁	法務省
-----	--------------------------------	------	-----

施策概要	<p>○ 法務省の取組</p> <p>法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育（法教育）を推進する。</p> <p>（令和2～3年度実績）</p> <p>令和2年度は、令和4年4月からの成年年齢引下げに向けて「成年年齢引下げに向けた法教育施策検討部会」を設置し、文部科学省や消費者庁の協力も得て、契約や私法の基本的な考え方などを分かりやすくまとめた高校生向け法教育リーフレットを作成し、全国の高校2・3年生を対象に約220万部配布した。</p> <p>令和3年度は、上記リーフレットを全国の高校2年生を対象に約130万部配布した。また、同リーフレットの理解を深めるツールとして、クイズ形式の確認テスト及び専門家による解説動画を作成し、法務省ウェブサイトで公開した。</p> <p>このほか、地方公共団体が実施する教員向け研修への講師派遣を行ったり、「成年年齢引下げ」や「契約」をテーマとして教員向け法教育セミナーを行った。</p> <p>さらに、法教育マスコットキャラクターの「ハウリス君」のツイッターなども活用しながら、若年層に対する各種取組の周知を進めるとともに、関係省庁が実施する取組とも連携した。</p>								
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>法教育推進協議会（部会を含む。）の開催実績</p> <p>（目標）</p> <p>法教育推進協議会及び部会を開催</p> <p>（進捗）</p> <p>令和3年度（3月末時点）：16回</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 法務省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td>・学習指導要領を踏まえた学校教育における法教育の実践方法など、法教育の推進の在り方につき、多角的な視点から検討を行うため、法教育推進協議会を引き続き開催する。</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>・消費活動の前提となる私法の基本的な考え方等を内容とし、具体的な法教育授業案等を記載した法教育教材を作成し、全国の学校等に配布するとともに、同教材の活用事例をモデル授業例として法務省ウェブサイトで公表することや、同教材の活用方法を含む教員向け法教育セミナーの実施などにより、教材の利用促進を図る。</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>・学校等の要請に応じ、法務省職員を講師として派遣して行う法教育出前授業を引き続き実施する。</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和4年度	・学習指導要領を踏まえた学校教育における法教育の実践方法など、法教育の推進の在り方につき、多角的な視点から検討を行うため、法教育推進協議会を引き続き開催する。	令和5年度	・消費活動の前提となる私法の基本的な考え方等を内容とし、具体的な法教育授業案等を記載した法教育教材を作成し、全国の学校等に配布するとともに、同教材の活用事例をモデル授業例として法務省ウェブサイトで公表することや、同教材の活用方法を含む教員向け法教育セミナーの実施などにより、教材の利用促進を図る。	令和6年度	・学校等の要請に応じ、法務省職員を講師として派遣して行う法教育出前授業を引き続き実施する。
年度	取組内容								
令和4年度	・学習指導要領を踏まえた学校教育における法教育の実践方法など、法教育の推進の在り方につき、多角的な視点から検討を行うため、法教育推進協議会を引き続き開催する。								
令和5年度	・消費活動の前提となる私法の基本的な考え方等を内容とし、具体的な法教育授業案等を記載した法教育教材を作成し、全国の学校等に配布するとともに、同教材の活用事例をモデル授業例として法務省ウェブサイトで公表することや、同教材の活用方法を含む教員向け法教育セミナーの実施などにより、教材の利用促進を図る。								
令和6年度	・学校等の要請に応じ、法務省職員を講師として派遣して行う法教育出前授業を引き続き実施する。								

		・高校生に契約や私法の基本的な考え方を周知するための高校生向けリーフレットを作成・配布して周知・広報を図る。
	令和7年度以降	上記取組の成果を踏まえ更なる推進策を検討

項目名	⑥ 金融経済教育の推進 ※SDGs 関連：関連目標 1、4	担当省庁	金融庁、消費者庁、 文部科学省、関係省 庁
-----	----------------------------------	------	-----------------------------

施策概要	<p>○ 金融庁の取組</p> <p>各個人が生涯にわたり、そのニーズに見合う金融サービスを適切に選択できるよう、金融経済教育推進会議を通じ、業態横断的に取組を進める。</p> <p>金融経済教育用教材の作成・配布、学校や地域で開催される講座等への講師派遣等について、文部科学省等とも連携を図りつつ実施する。</p> <p>金融サービス利用に伴うトラブル発生の未然防止などに向けた事前相談を実施する。</p> <p>(令和2～3年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタルコンテンツの提供を始めとする ICT の活用により、幅広い層に対して金融経済教育の取組を推進した。具体的には、金融経済教育や資産形成に関するシンポジウム等のオンライン開催、大学生等の若年層向けの金融経済に関する解説動画を作成し、金融庁ウェブサイトで公表した。 ・また、令和4年4月から高等学校において年次進行で実施されている学習指導要領では、金融経済分野に関する記述がより充実したため、これに対応して高校教員向けのモデル授業、指導教材を作成し、金融庁ウェブサイトで公表した。 ・金融広報中央委員会等の関係団体と連携し、大学生に対し、「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業を12大学で実施した。また、金融庁及び財務局において、学校や地域で開催される講座等（オンライン開催を含む）への講師派遣を545回実施した。 ・金融サービスの利用に伴うトラブルの発生の未然防止などに向けた事前相談の提供の充実を図るため、「事前相談（予防的なガイド）」を2014年に開設し、相談への対応を行っている。
------	--

KPI・
今後の取組予定

【KPI】

- ①関係団体と連携した大学での授業の実施
- ②学校や地域で開催される講座等への講師派遣状況
- ③金融庁ウェブサイトにおける金融経済教育関連ページのビュー数

(進捗)

- ①令和3年度：12大学
- ②令和3年度：545回
- ③令和3年度：351,985回

(定義)

金融庁・財務局の集計による。

【今後の取組予定】

○ 金融庁の取組

年度	取組内容
令和4年度	・金融経済教育推進会議を通じ、業態横断的に取組を実施
令和5年度	・金融経済教育用教材の作成・配布
令和6年度	・学校や地域で開催される講座等への講師派遣 ・金融サービス利用に伴うトラブル発生の未然防止などに向けた事前相談の実施
令和7年度 以降	・金融経済教育推進会議を通じ、業態横断的に取組を実施 ・金融経済教育用教材の作成・配布 ・学校や地域で開催される講座等への講師派遣 ・金融サービス利用に伴うトラブル発生の未然防止などに向けた事前相談の実施

項目名	⑦ 食育の推進【再掲】 ※SDGs 関連：関連目標 2、3、4、12	担当省庁	消費者庁、食品安全委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省
-----	---------------------------------------	------	--------------------------------

施策概要	<p>○ 消費者庁、食品安全委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省の取組</p> <p>国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食育の一環として、食品の安全性、栄養、食習慣などについては正確な情報の提供等を推進する。</p> <p>食育推進会議が令和3年3月31日に作成した、おおむね5年間を計画期間とする第4次食育推進基本計画に基づき、行政、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等関係する各主体が相互の理解を深め、連携・協働し、国民運動として食育を推進する。</p> <p>(令和2～3年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月、食育推進会議において、令和3年度からおおむね5年間を計画期間とする第4次食育推進基本計画を作成した。 ・第4次食育推進基本計画に基づき、関係府省庁が連携し食育を推進した。(令和2年度は、第3次食育推進基本計画(平成28年度～令和2年度)に基づき食育を推進) ・令和3年度に開催した食育推進評価専門委員会では、第4次食育推進基本計画推進のための検討を行った。 <p>○ 文部科学省の取組</p> <p>学校における食育を推進する。</p> <p>(令和2～3年度実績)</p> <p>「食に関する指導の手引」や食育教材などにより、学校給食や授業等において栄養、食習慣についての指導を推進した。</p> <p>○ 農林水産省の取組</p> <p>持続可能な食を支える食育の推進のため、農林漁業体験などにより、食や農林水産業への理解増進を図るとともに、食と環境の調和のとれた食料生産とその消費に配慮した食育の推進を図る。</p> <p>さらに、「新たな日常」やデジタル化に対応した食育など、最新の食育活動の方法や知見を食育関係者間で情報共有等を図るため、全国食育推進ネットワークを活用する。</p> <p>(令和2～3年度実績)</p> <p>食や農林水産業への理解を増進する農業体験機会の提供等の支援を行った。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年度第15回食育推進全国大会が開催できなかったことから、食育活動表彰の受賞者の取組等に係る動画を作成し、農林水産省ウェブサイトに掲載。令和3年度第16回食育推進全国大会については、オンラインで開催し、トークショーや料理教室を全国へ配信。</p> <p>また、デジタル化に対応した食育を推進するため、デジタル食育ガイドブックを作成。</p>
------	---

	<p>「令和3年度食育に関する意識調査」を実施し、調査結果を第4次食育推進基本計画の目標値の達成状況の評価に用いた。</p>										
<p>KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <p>①農林漁業体験を経験した国民（世帯）の割合の向上 ②産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合の向上 ③環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合の向上</p> <p>（目標）</p> <p>①令和7年度までに70%以上とする ②令和7年度までに80%以上とする ③令和7年度までに75%以上とする</p> <p>（進捗）</p> <p>①令和3年度：61.3% ②令和3年度：74.8% ③令和3年度：69.3%</p> <p>（定義）</p> <p>いずれも食育に関する意識調査で集計。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁、食品安全委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省の取組</p> <table border="1" data-bbox="459 1088 1374 1451"> <thead> <tr> <th data-bbox="459 1088 639 1133">年度</th> <th data-bbox="639 1088 1374 1133">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="459 1133 639 1223">令和4年度</td> <td data-bbox="639 1133 1374 1223">第4次食育推進基本計画に基づく食育の推進 (重点事項)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1223 639 1279">令和5年度</td> <td data-bbox="639 1223 1374 1279">・生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1279 639 1357">令和6年度</td> <td data-bbox="639 1279 1374 1357">・持続可能な食を支える食育の推進 ・「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1357 639 1451">令和7年度 以降</td> <td data-bbox="639 1357 1374 1451">第5次食育推進基本計画の作成</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和4年度	第4次食育推進基本計画に基づく食育の推進 (重点事項)	令和5年度	・生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進	令和6年度	・持続可能な食を支える食育の推進 ・「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進	令和7年度 以降	第5次食育推進基本計画の作成
年度	取組内容										
令和4年度	第4次食育推進基本計画に基づく食育の推進 (重点事項)										
令和5年度	・生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進										
令和6年度	・持続可能な食を支える食育の推進 ・「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進										
令和7年度 以降	第5次食育推進基本計画の作成										

項目名	⑧ エシカル消費の普及啓発【再掲】 ※SDGs 関連：関連目標 12、13、14、15、 17、Well-being 関連	担当省庁	消費者庁、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、関係府省庁
-----	---	------	----------------------------------

施策概要	<p>○ 関係府省庁の取組</p> <p>持続可能なライフスタイルへの理解を促進するため、消費者庁において、エシカル消費に関する調査及び普及啓発を実施する。また、エシカル消費の普及に当たり、関係省庁との連携を図る。</p> <p>(令和2～3年度実績)</p> <p>持続可能な食の生産と消費の促進のため、消費者庁、環境省、農林水産省と連携し、普及啓発に向けた取組を行った。</p> <p>また、エシカル消費を含む消費者教育、啓発のより効果的な情報発信に向けて、幅広い関係府省庁間において更なる連携の強化を図るため、令和2年11月に「生活者・消費者教育に関する関係府省庁連携推進会議」の開催を申し合わせた。</p> <p>また同会議の下に分科会を設け、より効果的な啓発手法等について外部有識者からのヒアリング等を行った。</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <p>エシカル消費の普及のため、若年層に取り入れやすい文化・雰囲気醸成、メディアや広報の活用、エシカル消費につながる商品の開発・提供、認証ラベル等について消費者が必要とする情報が適切に提供される環境作りの検討、エシカル消費の意味や必要性に対する理解を深めるための多様な主体による推進活動（ムーブメント作り）を行う。また、学校において利用できる教材の提供や教員向け研修の機会の提供、商品・サービスへの反映や事業者間の連携に向けた研修の機会の提供等事業者への働きかけ、事業者の取組や認証ラベルの情報提供を行う。エシカル消費の地域での普及啓発モデルの検討・実施については、「消費者庁新未来創造戦略本部」において行う。</p> <p>(令和2～3年度実績)</p> <p>消費者月間等のあらゆる機会を通じて啓発を行うとともに、更なる普及促進のため、新たにポスター、パンフレット等を作成した。また、身近なことからエシカル消費に取り組んでもらえるよう、情報発信を更に強化する観点から、令和2年10月に「エシカル消費特設サイト」を開設し、地方公共団体等を始めとする各主体で取り組まれている事例を積極的に発信した。</p> <p>さらに、令和2年10月から12月にかけて、エシカル消費や食品ロス削減をテーマとしたライブシンポジウムを全国9道府県で開催し、インターネットで配信した。</p> <p>また、社会のデジタル化の進展等も踏まえ、より多くの方にエシカル消費を実践していただくことを目的とした啓発動画を新たに作成し、イベント等での活用など積極的に発信した。</p> <p>令和3年度には、令和2年度に作成した啓発用のパンフレット、ポスター、動画や学習教材等の学校や地域等での活用促進、事業者主催の普及啓発イベントへの積極的</p>
------	---

な参画のほか、特設サイト等における情報発信の充実にに向けた取組を進めている。また、サステナブルファッションについて、8月に消費者庁、経済産業省、環境省による関係省庁連携会議を立ち上げ、政府一丸となって推進に取り組んでいく体制を構築し、消費者の行動変容を促すべく、特設ページにおける「消費者行動18のヒント」の発信や、サポーター制度の創設、「わたしのサステナブルファッション宣言」リレー、「サステナブルファッションに関する日仏シンポジウム」の開催などの取組を行った。引き続き、エシカル消費の普及のため、情報発信の充実等を行う。

○ 農林水産省、消費者庁、環境省の取組

国連の持続可能な開発目標(SDGs)の2030年までの達成を目指し、食や農林水産業の持続可能な消費を広めるための活動を推進する「あふの環(わ)2030プロジェクト」(農林水産省、消費者庁、環境省連携)を実施。

(令和2～3年度実績)

・サステナアワード2021において、農林水産大臣賞、環境大臣賞、消費者庁長官賞を新設するほか、食や農林水産業のサステナビリティを考えるための定期的な勉強会・交流会、持続可能な消費を盛り上げるサステナウィーク、サステナブルな取組動画を表彰するサステナアワード等を実施し、持続可能な食と農林水産業の生産・消費の促進に取り組んだ。

○ 農林水産省、消費者庁の取組

みどりの食料システム戦略に掲げる「持続可能な生産消費」について、連携し普及を実施。

(令和2～3年度実績)

・日経SDGsフォーラムにおいて、サステナアワード農林水産大臣賞・消費者庁長官賞の受賞者による講演のほか、持続可能な取組を行う企業の代表らによるパネルディスカッションを実施し、企業関係者や消費者に対し、持続可能な生産消費の実施を呼び掛けた。(農林水産省、消費者庁連携)

○ 農林水産省の取組

持続可能な食料システムの構築に向け、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進する「みどりの食料システム戦略」を策定。

(令和2～3年度実績)

・本戦略の実現に向けて、生産者、事業者、消費者等の関係者が、政策の基本理念を共有するため、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律案(みどりの食料システム法案)」を第208回国会に提出した。

認証ラベルの一つである水産エコラベル^{*}は、我が国水産物が持続可能な漁業・養殖業由来であることを示すものであることから、水産資源を管理しつつ最大限活用することの重要性についての消費者の理解の増進に資する取組である。令和3年11月に

は、「MEL (マリン・エコラベル・ジャパン)」が、国際的に水産エコラベルの承認を行う「GSSI (グローバル・サステナブル・シーフード・イニシアチブ)」の承認継続審査 (MOCA) をクリアしたこと等を契機として、国内外における普及を促進する。

※我が国で活用されている主な水産エコラベルには、MEL、MSC、ASC 等がある。

(令和2～3年度実績)

- ・インターナショナル・シーフードショー等の海洋・水産イベントにおける展示
- ・ウェブサイト等を通じた水産エコラベル認証取得者の取組事例の紹介・発信
- ・事業者に対する水産エコラベル認証取得に向けたコンサルティングへの支援 他

○ 農林水産省、経済産業省、国土交通省の取組

クリーンウッド法[※]は、地域及び地球環境の保全に資することを目的として、木材関連事業者に対しては取り扱う木材等の合法性の確認等を求め、木材等を取り扱う事業者には合法伐採木材等の利用に努めることを求めており、合法伐採木材等の流通及び利用を促進する意義について消費者や事業者に理解を深めてもらうため、合法伐採木材等の利用促進に向けた普及啓発等の措置を講じている。

※合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (平成28年法律第48号)

(令和2～3年度実績)

ウェブサイト「クリーンウッド・ナビ」における合法性確認に係る情報提供、クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録推進セミナー等の開催、全国規模の展示会などによる合法伐採木材等に関する展示を行った。

KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>①エシカル消費の認知度（消費者庁「エシカル消費に関する消費者意識調査」）</p> <p>②国内における国際的に通用する水産エコラベルの生産段階認証の認証数</p> <p>（目標）</p> <p>①令和4年度調査において、認知度を30%にする。</p> <p>②令和4年度までに、国内における国際的に通用する水産エコラベルの生産段階認証の認証数を150件にする。</p> <p>（進捗）</p> <p>①令和元年度（2月時点）：12.2%（平成28年12月：6.0%）</p> <p>②令和3年度（3月末時点）：93件</p> <p>（定義）</p> <p>①「エシカル消費に関する消費者意識調査」</p> <p>②国内における国際的に通用する水産エコラベルの生産段階認証の認証数</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p>									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者月間を活用した啓発 ・エシカル消費の普及啓発（フェーズ1）（ワークショップの実施、各種イベント等への積極的な参画、学校用教材の提供等） ・地域での普及啓発モデルの検討・実施及び検証（フェーズ2）（消費者庁新未来創造戦略本部） ・エシカル消費に関する消費者意識調査の実施 ・特設サイトを活用したエシカル消費に関する事例等の積極的な情報発信 ・デジタル化に対応した啓発資材の積極的な活用 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者月間を活用した啓発 ・エシカル消費の普及啓発（フェーズ1）（ワークショップの実施、各種イベント等への積極的な参画、学校用教材の提供等） ・地域での普及啓発モデルの全国展開の検討（フェーズ2） ・地域での普及啓発モデルの検討・実施（フェーズ2）（消費者庁新未来創造戦略本部） ・特設サイトを活用したエシカル消費に関する事例等の積極的な情報発信 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者月間を活用した啓発 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和7年度 以降</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・エシカル消費の普及啓発（フェーズ1）（ワークショップの実施、各種イベント等への積極的な参画、学校用教材の提供等） ・地域での普及啓発モデルの全国展開の検討（フェーズ2） ・地域での普及啓発モデルの検討・実施（フェーズ2）（消費者庁新未来創造戦略本部） </td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者月間を活用した啓発 ・エシカル消費の普及啓発（フェーズ1）（ワークショップの実施、各種イベント等への積極的な参画、学校用教材の提供等） ・地域での普及啓発モデルの検討・実施及び検証（フェーズ2）（消費者庁新未来創造戦略本部） ・エシカル消費に関する消費者意識調査の実施 ・特設サイトを活用したエシカル消費に関する事例等の積極的な情報発信 ・デジタル化に対応した啓発資材の積極的な活用 	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者月間を活用した啓発 ・エシカル消費の普及啓発（フェーズ1）（ワークショップの実施、各種イベント等への積極的な参画、学校用教材の提供等） ・地域での普及啓発モデルの全国展開の検討（フェーズ2） ・地域での普及啓発モデルの検討・実施（フェーズ2）（消費者庁新未来創造戦略本部） ・特設サイトを活用したエシカル消費に関する事例等の積極的な情報発信 	令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者月間を活用した啓発 	令和7年度 以降
年度	取組内容									
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者月間を活用した啓発 ・エシカル消費の普及啓発（フェーズ1）（ワークショップの実施、各種イベント等への積極的な参画、学校用教材の提供等） ・地域での普及啓発モデルの検討・実施及び検証（フェーズ2）（消費者庁新未来創造戦略本部） ・エシカル消費に関する消費者意識調査の実施 ・特設サイトを活用したエシカル消費に関する事例等の積極的な情報発信 ・デジタル化に対応した啓発資材の積極的な活用 									
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者月間を活用した啓発 ・エシカル消費の普及啓発（フェーズ1）（ワークショップの実施、各種イベント等への積極的な参画、学校用教材の提供等） ・地域での普及啓発モデルの全国展開の検討（フェーズ2） ・地域での普及啓発モデルの検討・実施（フェーズ2）（消費者庁新未来創造戦略本部） ・特設サイトを活用したエシカル消費に関する事例等の積極的な情報発信 									
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者月間を活用した啓発 									
令和7年度 以降	<ul style="list-style-type: none"> ・エシカル消費の普及啓発（フェーズ1）（ワークショップの実施、各種イベント等への積極的な参画、学校用教材の提供等） ・地域での普及啓発モデルの全国展開の検討（フェーズ2） ・地域での普及啓発モデルの検討・実施（フェーズ2）（消費者庁新未来創造戦略本部） 									

・特設サイトを活用したエシカル消費に関する事例等の積極的な情報発信

○ 農林水産省、消費者庁、環境省の取組

年度	取組内容
令和4年度	持続可能な消費の普及について、持続可能な生産と消費を啓発するために事業者が連携して持続可能な商品の販売や広報等に取り組む「サステナウィーク」、持続可能な生産等を行う地域、生産者、事業者の取組動画を表彰する「サステナアワード」等を行う。
令和5年度	
令和6年度	
令和7年度以降	

○ 農林水産省の取組

年度	取組内容
令和4年度	みどりの食料システム戦略の実現に向け、みどりの食料システム法に基づき、有機農業の推進、化学農薬・化学肥料の使用量の低減、環境負荷低減の見える化等に取り組むとともに消費者に丁寧な説明を行う。
令和5年度	
令和6年度	
令和7年度以降	

年度	取組内容
令和4年度	水産エコラベルについて、 <ul style="list-style-type: none"> ・国際基準の維持に向けた規格等の改訂 ・国内外で開催されるシーフードショー等への出展 ・認証取得を希望する事業者に向けたコンサルティングの実施 ・審査体制強化に向けた認証審査員等研修会の開催 ・海外の水産エコラベル等に関する実態調査 ・SNS等を活用した国内消費者向けのPR活動
令和5年度	水産エコラベルについて、 <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度の取組を踏まえ、取組内容を強化 ・国際基準の維持に向けた規格等の改訂

令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外で開催されるシーフードショー等への出展 ・認証取得を希望する事業者に向けたコンサルティングの実施 ・審査体制強化に向けた認証審査員等研修会の開催 ・海外の実態調査を踏まえた水産エコラベルの展開方策の検討 ・SNS等を活用した国内消費者向けのPR活動
令和7年度以降	<p>水産エコラベルについて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度までの取組を踏まえ、取組内容を強化 ・国際基準の維持に向けた規格等の改訂 ・国内外で開催されるシーフードショー等への出展 ・認証取得を希望する事業者に向けたコンサルティングの実施 ・審査体制強化に向けた認証審査員等研修会の開催 ・海外の実態調査を踏まえた水産エコラベルの展開方策の検討 ・SNS等を活用した国内消費者向けのPR活動

○ 農林水産省、経済産業省、国土交通省の取組

年度	取組内容
令和4年度	<p>合法伐採木材等の利用促進について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材関連事業者が行う木材等の合法性の確認に必要な各国の法令等の情報の収集及び提供（クリーンウッド・ナビ） ・合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる木材関連事業者の登録促進 ・森林・林業・木材産業関係団体で構成される協議会による展示会への出展などによる普及啓発活動 ・流通木材等の合法性確認の信頼性・透明性向上（消費者に対する情報提供も見据えた）のためのシステム構築に向けた調査（当該調査を踏まえて令和5年度以降検討）
令和5年度	<p>合法伐採木材等の利用促進について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材関連事業者が行う木材等の合法性の確認に必要な各国の法令等の情報の収集及び提供（クリーンウッド・ナビ）
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる木材関連事業者の登録促進
令和7年度以降	<p>合法伐採木材等の利用促進について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材関連事業者が行う木材等の合法性の確認に必要な各国の法令等の情報の収集及び提供（クリーンウッド・ナビ） ・合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる木材関連事業者の登録促進

(2) 消費者政策に関する啓発活動の推進

項目名	① 消費者トラブル抑止のための重層的・戦略的な普及啓発	担当省庁	消費者庁
-----	-----------------------------	------	------

<p>施策概要</p>	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>消費者庁、地方公共団体の消費者行政部局及び消費者団体が個別に普及啓発に取り組む従来の方法以上に効果的な普及啓発を展開するため、消費者トラブルが発生した場合における類似の事案の発生抑止、消費者向けの啓発用資料の効率的な展開等の方法を明確にした消費者庁としての普及啓発戦略を明確にした上で、災害発生後における注意喚起のための資料、リスクの高い取引に対する注意喚起のための資料、分野横断的な内容で構成される啓発用資料などを適時適切に作成する。その際、多様な消費者にとって分かりやすい資料とするとともに、必要とする消費者への確に届くようにするため、各種の行政及び民間機関との連携体制の構築・強化に努める。</p> <p>また、関連する消費者向け情報を横断的に提供する観点から、消費者庁ウェブサイトをもっと活用する（例：各種ADRの説明及びリンク集の作成）。</p> <p>(令和2～3年度実績)</p> <p>令和2年度においては消費者庁にて消費者向けの戦略的普及啓発の一環として、PRプラットフォームの活用を実施。シンポジウムの開催告知や注意喚起チラシの公表等を配信し、これまで消費者庁ウェブサイトやSNS配信では届かなかった消費者へも情報を配信できるよう取り組んだ。また、国民生活センターや都道府県・政令指定都市消費者行政担当者等へ消費者庁等が発表した注意喚起資料・啓発資料を直接メール等で情報を連携した。</p> <p>さらに、消費者行政ブロック会議でのアンケートを通して都道府県・政令指定都市の意見を聞き、より効果的に消費者へ周知できる方法を検討した。</p> <p>令和3年度においては、庁内に戦略的広報チームを設置し、対象者や伝え方を考慮するなど、効果的な広報について検討を行い、これに基づき注意喚起を実施した。</p>
-------------	---

KPI・
今後の取組予定

【KPI】

消費者庁作成の普及啓発資料認知度

(目標)

対象期間中に取組前と比較して認知度を5割向上させる。

(進捗)

令和3年度：22.7%（令和2年度：36.2%）

(定義)

インターネット調査（消費者庁実施）

【今後の取組予定】

○ 消費者庁の取組

年度	取組内容
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁としての普及啓発戦略の推進（PRプラットフォームの活用等） ・各種の行政及び民間機関との連携体制の構築（公式SNS、首相官邸LINE、首相官邸メールマガジン等も活用）
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・各種の行政及び民間機関との連携体制の強化
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じた、普及啓発の在り方の見直し
令和7年度 以降	<ul style="list-style-type: none"> ・各種の行政及び民間機関との連携体制の強化 ・必要に応じた、普及啓発の在り方の見直し

項目名	② 脱炭素社会づくりに向けたライフスタイルの変革【再掲】 ※SDGs 関連：関連目標 13	担当省庁	環境省
-----	--	------	-----

施策概要	<p>○ 環境省の取組</p> <p>地球温暖化の危機的状況や社会にもたらす悪影響について、IPCC 評価報告書など最新の科学的知見に基づく信頼性の高い情報を、世代やライフスタイル等に応じて、分かりやすい形で国民に発信することで、地球温暖化に対する国民の意識改革と危機意識浸透を図る。</p> <p>また、産業界・労働界・地方公共団体・NPO 等と連携し、国民の温暖化対策に対する理解と協力への機運を醸成する。2050 年カーボンニュートラル実現に向けて、消費者が果たす役割は大きく、消費者が脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルを積極的に選択することは、CO₂排出削減に果たす役割が大きい。また、このような脱炭素を意識した消費者のライフスタイルの変化は事業者の行動変容を後押しすることにもつながる。このため、地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択「COOL CHOICE」を推進することなどにより、脱炭素社会にふさわしい社会経済システムへの変革やライフスタイルイノベーションへの展開を促進させる。</p> <p>(令和 2～3 年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択を促す「COOL CHOICE」の展開。 ・在宅時間の増加に伴い、家庭の省エネ対策としてインパクトの大きいエコ住宅・断熱リフォームと省エネ家電への買換えを促進する「みんなでおうち快適化チャレンジ」キャンペーンを関係省庁や関係業界等と連携して実施 ・再生可能エネルギー（再エネ）の導入・利用をサポートするポータルサイト「再エネスタート」を立ち上げ、個人、地方自治体、企業それぞれに再エネ導入・利用のメリットや具体的な方法や取組事例などの情報提供を実施。 ・衣食住・移動・買物など日常生活におけるアクションとそのメリットを「ゼロカーボンアクション30」として整理し、分かりやすく紹介するウェブサイトを設け、取組の呼び掛けを実施。 ・脱炭素社会の構築に向けたシンポジウムを各地方で開催（令和 2 年 12 月～令和 3 年 3 月） ・脱炭素社会の構築に向けたオンラインコンテンツの制作、出展。展示ツールの地方公共団体等へ貸出し。特に若年層の危機意識を醸成するため、地球温暖化に関する意識啓発に活用するアニメを、地方公共団体・教育機関等へ貸出し。 ・国民一人ひとりの地球温暖化対策に対する理解と自発的取組の機運を高めるため、気候変動×防災や気候変動×スポーツをテーマとした動画を制作し、YouTube 等のメディアで発信 ・消費者による環境配慮製品・サービスの選択等の行動に対して企業・地域が新たにポイントを発行する取組を支援する食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業の実施 ・家電の省エネ性能の比較のできる「しんきゅうさん」や、家庭での CO₂排出量や削減
------	--

	<p>可能性を見える化する「家庭エコ診断」(うちエコ診断)による省エネ家電への買換え・脱炭素ライフスタイルの促進。</p>						
<p>KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <p>①COOL CHOICE 賛同数</p> <p>②クールビズ及びウォームビズの実施率</p> <p>ア) クールビズ(業務)の実施率</p> <p>イ) クールビズ(家庭)の実施率</p> <p>ウ) ウォームビズ(業務)の実施率</p> <p>エ) ウォームビズ(家庭)の実施率</p> <p>③家庭エコ診断実施世帯数</p> <p>(目標)</p> <p>①—</p> <p>②ア) 令和7年度:91.6%、令和12年度:100%</p> <p>イ) 令和7年度:93.2%、令和12年度:100%</p> <p>ウ) 令和7年度:91.5%、令和12年度:100%</p> <p>エ) 令和7年度:94.5%、令和12年度:100%</p> <p>③令和7年度:830千世帯、令和12年度:1,555千世帯</p> <p>(進捗)</p> <p>①令和2年度:個人約1,348万人、企業・団体約36万事業所)</p> <p>②ア) 令和3年度:86.2%</p> <p>イ) 令和3年度:77.9%</p> <p>ウ) 令和3年度:72.0%</p> <p>エ) 令和3年度:82.6%</p> <p>③令和3年度:112千世帯</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 環境省の取組</p> <table border="1" data-bbox="456 1429 1369 2011"> <thead> <tr> <th data-bbox="456 1429 635 1473">年度</th> <th data-bbox="635 1429 1369 1473">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="456 1473 635 1518">令和4年度</td> <td data-bbox="635 1473 1369 1518" rowspan="3"> <p>・「COOL CHOICE」として、関係府省庁が一丸となって関係業界、事業者の協力を得て家庭や職場における脱炭素につながる取組を促す。その際、特に、住まいや移動などライフスタイルに起因する二酸化炭素排出量の多くを占める分野を中心に、省エネルギーによる経済的なメリットやコストに加え、快適性や健康性などのメリットも伝達するとともに、再生可能エネルギー発電・脱炭素電力の利用拡大を訴求する。</p> <p>・国民が脱炭素行動を容易に選択できるよう、デジタル技術を使用し、製品・サービスなどの環境価値の把握・認証を進めることにより、二酸化炭素排出の見える化を進める。さらに見える化された情報に基づき、脱炭素に貢献する製品・サービスの選択等脱炭素行動を自発的に選択できるよう、ポイント制度、ナ</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 1518 635 1563">令和5年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 1563 635 2011">令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和4年度	<p>・「COOL CHOICE」として、関係府省庁が一丸となって関係業界、事業者の協力を得て家庭や職場における脱炭素につながる取組を促す。その際、特に、住まいや移動などライフスタイルに起因する二酸化炭素排出量の多くを占める分野を中心に、省エネルギーによる経済的なメリットやコストに加え、快適性や健康性などのメリットも伝達するとともに、再生可能エネルギー発電・脱炭素電力の利用拡大を訴求する。</p> <p>・国民が脱炭素行動を容易に選択できるよう、デジタル技術を使用し、製品・サービスなどの環境価値の把握・認証を進めることにより、二酸化炭素排出の見える化を進める。さらに見える化された情報に基づき、脱炭素に貢献する製品・サービスの選択等脱炭素行動を自発的に選択できるよう、ポイント制度、ナ</p>	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容						
令和4年度	<p>・「COOL CHOICE」として、関係府省庁が一丸となって関係業界、事業者の協力を得て家庭や職場における脱炭素につながる取組を促す。その際、特に、住まいや移動などライフスタイルに起因する二酸化炭素排出量の多くを占める分野を中心に、省エネルギーによる経済的なメリットやコストに加え、快適性や健康性などのメリットも伝達するとともに、再生可能エネルギー発電・脱炭素電力の利用拡大を訴求する。</p> <p>・国民が脱炭素行動を容易に選択できるよう、デジタル技術を使用し、製品・サービスなどの環境価値の把握・認証を進めることにより、二酸化炭素排出の見える化を進める。さらに見える化された情報に基づき、脱炭素に貢献する製品・サービスの選択等脱炭素行動を自発的に選択できるよう、ポイント制度、ナ</p>						
令和5年度							
令和6年度							

		<p>ッジ等により後押しする。</p> <p>・脱炭素行動と暮らしにおけるメリットを整理した「ゼロカーボンアクション 30」について、様々な形で発信することで、具体的な脱炭素行動に対する共感・関心を広げ、自らの行動につなげる。</p>
	<p>令和7年度以降</p>	<p>各種取組の進展状況・効果等を検証しつつ、必要に応じて見直し。</p>

項目名	③ 海洋プラスチックごみ削減に向けた国民運動（「プラスチック・スマート」）の推進【再掲】 ※SDGs 関連：関連目標 12、14	担当省庁	環境省
-----	---	------	-----

施策概要	<p>○ 環境省の取組</p> <p>海岸漂着物処理推進法に基づく基本方針・プラスチック資源循環戦略・海洋プラスチックごみ対策アクションプランや消費者の取組が事業者の行動変容を後押しすることにもつながることを踏まえ、海洋ごみの発生抑制の更なる推進のため、“プラスチックとの賢い付き合い方”をキーワードとした国民運動の展開等の施策を、関係機関と連携し、総合的に講ずる。</p> <p>（令和2～3年度実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラスマウェブサイトのオンラインプラットフォーム化 ・全国一斉清掃キャンペーン「海ごみゼロウィーク」の実施 ・海洋ごみ対策の優れた取組を表彰する「海ごみゼロアワード2021」の実施 ・政府広報事業「チームNEXT ステップ」との連携による海洋プラスチックごみをテーマとするシンポジウムやワールドクリーンアップデイプラスマトークライブなどのオンライン開催
------	---

KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>「プラスチック・スマート」取組登録数</p> <p>（目標）</p> <p>令和2年度内に、取組延べ登録数2,000件を達成する 令和3年度内に、取組延べ登録数3,000件を達成する</p> <p>（進捗）</p> <p>令和3年度：2,438件（令和2年度：2,012件）</p> <p>（定義）</p> <p>「プラスチック・スマート」に登録された取組数。取組数はプラスチック・スマート事務局が集計</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 環境省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・全国一斉清掃キャンペーン「海ごみゼロウィーク2022」の実施 ・海ごみゼロアワード2022の実施 ・シンポジウムの開催 ・対策の課題や取組ヒントが得られるプラスチックスマートオンラインプラットフォームの構築 </td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>※令和4年度を含む継続した取組</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・「プラスチック・スマート」の展開 ・セミナー、公開講座等への講師派遣 <p style="text-align: right;">等</p> </td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・全国一斉清掃キャンペーン「海ごみゼロウィーク2022」の実施 ・海ごみゼロアワード2022の実施 ・シンポジウムの開催 ・対策の課題や取組ヒントが得られるプラスチックスマートオンラインプラットフォームの構築 	令和5年度	※令和4年度を含む継続した取組	令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「プラスチック・スマート」の展開 ・セミナー、公開講座等への講師派遣 <p style="text-align: right;">等</p>
年度	取組内容								
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・全国一斉清掃キャンペーン「海ごみゼロウィーク2022」の実施 ・海ごみゼロアワード2022の実施 ・シンポジウムの開催 ・対策の課題や取組ヒントが得られるプラスチックスマートオンラインプラットフォームの構築 								
令和5年度	※令和4年度を含む継続した取組								
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「プラスチック・スマート」の展開 ・セミナー、公開講座等への講師派遣 <p style="text-align: right;">等</p>								

	令和7年度 以降	・「プラスチック・スマート」の展開 ・セミナー、公開講座等への講師派遣	等

項目名	④ 循環型社会形成に向けた情報提供事業・普及啓発事業の実施等【再掲】 ※SDGs 関連：関連目標 12	担当省庁	環境省、経済産業省
-----	--	------	-----------

施策概要	<p>○ 環境省の取組</p> <p>消費者が3Rに貢献する製品を購入するなど、資源の大切さを理解したライフスタイルを積極的に選択することは、事業者の行動変容を後押しすることにもつながることから、資源の大切さや3Rを多くの方に周知するため、3Rの態度変容、行動喚起を促すウェブサイト「Re-Style」を運用するとともに、参加型行動促進イベント「Re-Style Fes!」、「選ぼう！3Rキャンペーン」等を展開する。</p> <p>※毎年度、3Rを念頭に置きつつも、音楽や映像などのサブカルチャーを通じた様々なコンテンツを通じて若者の興味をひくような最新の動向やイベントを検討し、掲載を行う。</p> <p>また、「3R推進月間」における「3R推進全国大会（・循環型社会形成推進功労者表彰・ポスターコンクール）」の開催等による普及啓発、「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者表彰」及び関係機関の意見を踏まえた情報発信方法の改善等を行う。</p> <p>「水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン」及び「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」等を踏まえ、水銀使用製品への水銀使用に係る消費者への情報提供や廃棄された水銀使用製品の適正処理を推進する。</p> <p>（令和2～3年度実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選ぼう！3Rキャンペーン実施店舗数：15,000店舗（令和3年度） ・ポスターコンクール応募数：6,621件（令和3年度） ・功労者表彰件数：7件（令和3年度） <p>○ 経済産業省の取組</p> <p>循環型社会に向けて、以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3R行動の実践を呼び掛けるため、各種イベント等の広報活動を行う。 ・「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」及び「資源循環技術・システム表彰」を後援し、優れた3Rの取組の普及や新たな資源循環ビジネスの創出を支援する。 <p>（令和2～3年度実績）</p> <p>インセンティブ付与の取組として、令和3年10月の3R推進月間において、資源循環技術・システム表彰で経済産業大臣賞（2件）及び経済産業省産業技術環境局長賞（3件）、また、リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰で内閣総理大臣賞（1件）及び経済産業大臣賞（1件）の授与を支援した。</p>
------	--

KPI・
今後の取組予定

【KPI】

- ①国民の具体的な3R行動実施率
- ②「選ぼう！3Rキャンペーン」参加企業数と実施店舗数
- ③「3R促進ポスターコンクール」への応募数
- ④環境省YouTube上の水銀使用製品の規制に関する動画の再生回数

（目標） 出典：第4次循環型社会形成推進基本計画

具体的な3R行動の実施率を、令和5年度までに平成24年度の世論調査から約20%上昇させる。

（進捗）

- ①令和2年度：31.2%
- ②令和3年度：16メーカー、約15,000店舗
（令和2年度：13メーカー、約12,000店舗）
- ③令和3年度：6,621件（令和2年度：4,086件）
- ④令和3年度：約4,600回（令和2年度：約2,000回）

【今後の取組予定】

○ 環境省の取組

年度	取組内容
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ウェブサイト「Re-Style」による情報提供 ・3R推進全国大会、地域特性を踏まえた実効的なイベント等 ・選ぼう！3Rキャンペーン
令和5年度	
令和6年度	
（令和7年度 以降）	<ul style="list-style-type: none"> ・ウェブサイト「Re-Style」による情報提供 ・選ぼう！3Rキャンペーン ・3R推進全国大会、地域特性を踏まえた実効的なイベント等

○ 経済産業省の取組

年度	取組内容
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・3R推進月間において、ポスター展示、リサイクルプラント見学会や関係機関の実施するイベント等のPRを実施する。 ・「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」を後援し、優れた3Rの取組の普及を支援する。また、「資源循環技術・システム表彰」に対する後援を通じ、新たな資源循環ビジネスの創出を支援する。
令和5年度	
令和6年度	
（令和7年度 以降）	<ul style="list-style-type: none"> ・3R推進月間において、ポスター展示、リサイクルプラント見学会や関係機関の実施するイベント等のPRを実施する。 ・「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」を後援し、優れた3Rの取組の普及を支援する。また、「資源循環技術・システム表彰」に対する後援を通じ、新たな資源循環ビジネスの創出を支援する。